

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12(2000)年度に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。

平成26(2014)年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、効率的かつ質の高い医療提供体制づくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築、地域における医療・介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29(2017)年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続に向けた取組を推進することで、必要な介護サービスが適切に提供されるよう施策を進めています。

令和3(2021)年度より施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされています。

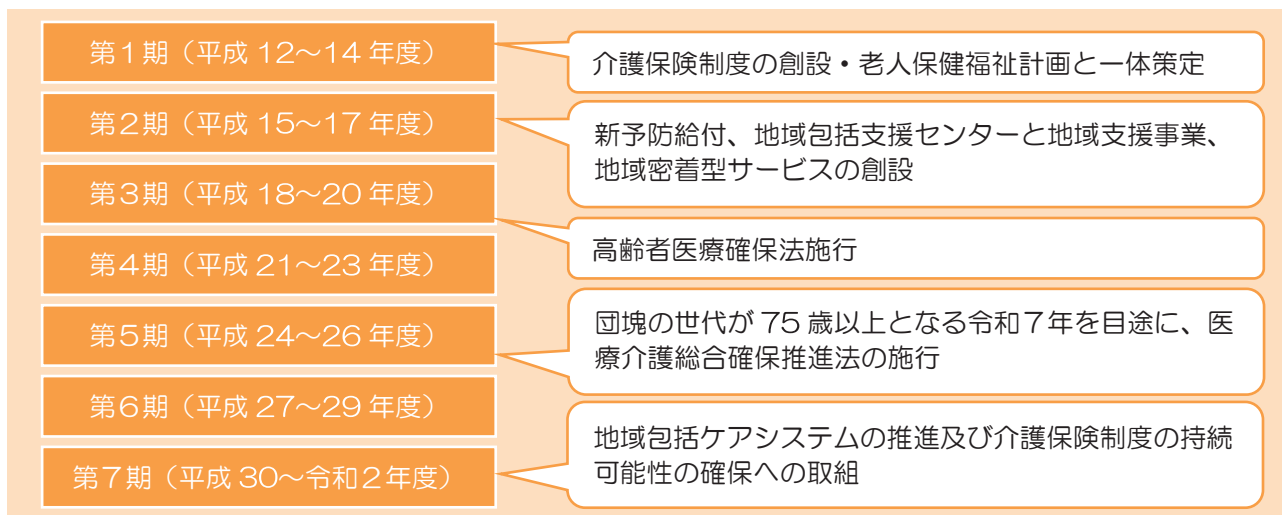
真岡市においては、平成30(2018)年3月に策定した「第7期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等に計画的に取り組んできました。このたび、第7期計画が本年度で満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和3(2021)年度を初年度とする「第8期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(1) これまでの高齢者保健福祉計画・介護保険事業

第7期計画では、第6期計画を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

「地域包括ケアの推進」をさらに深め、地域共生社会の実現へ向けた体制整備の移行期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

第7期介護保険事業計画までの国による制度改定の経過



(2) 地域包括ケアシステムについて

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。地域包括ケアシステムとは、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制のことです。

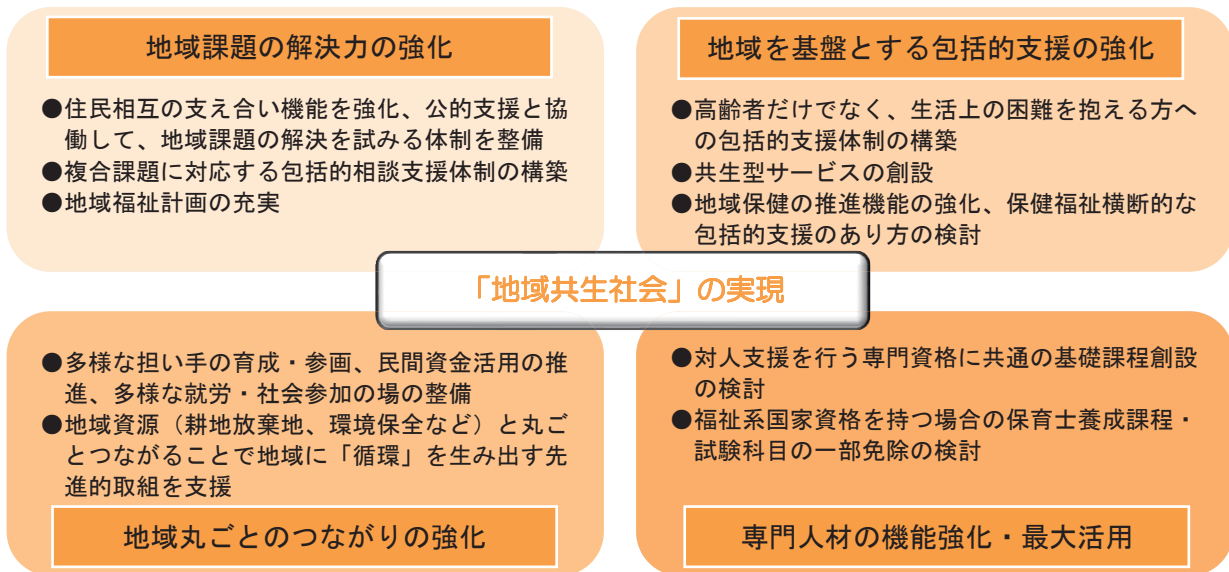
■地域包括ケアシステムイメージ



(3) 地域共生社会の実現について

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、地域包括ケアシステムの深化・推進だけでなく、対象分野ごとの福祉サービスを充実させていくとともに、「地域共生社会」を実現していく必要があります。地域共生社会とは、制度・分野ごとの“縦割り”や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

「地域共生社会」実現の全体像イメージ



資料：厚生労働省資料をもとに作成

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○「介護保険法」から抜粋

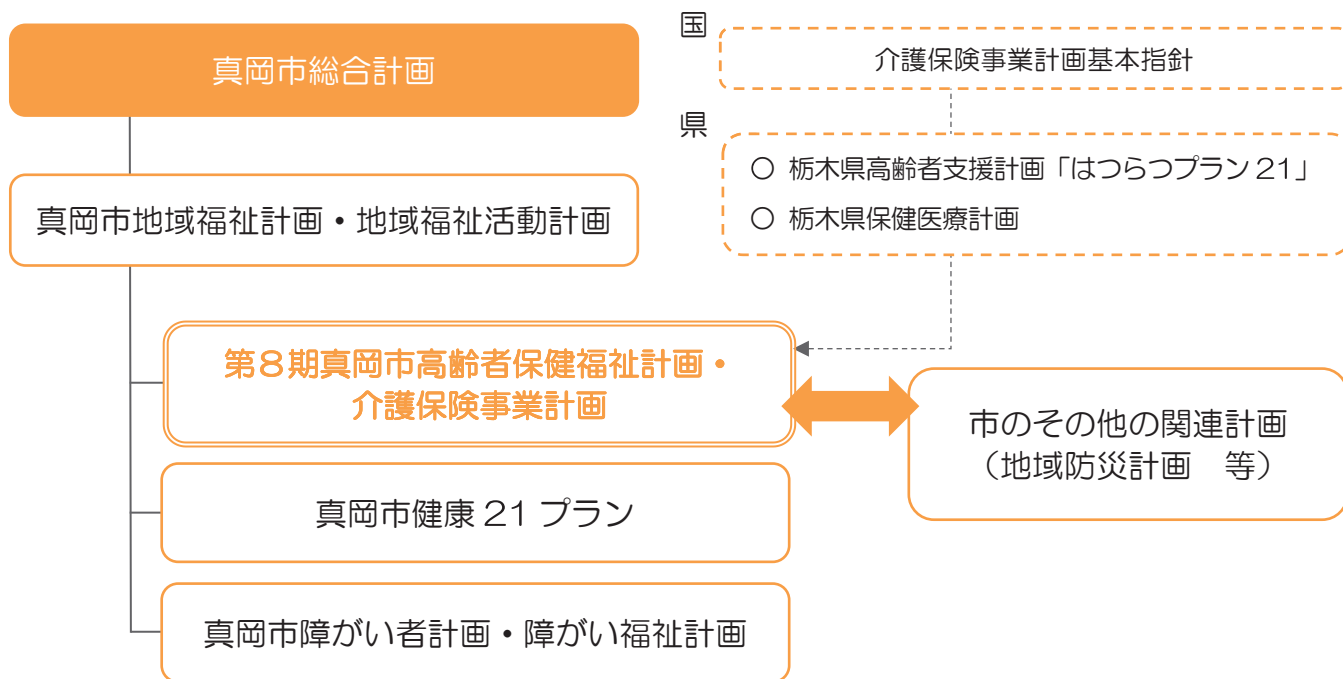
(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他の計画との関係

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「第8期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)				
平成 27～平成 29	平成 30～令和 2	令和 3～令和 5	令和 6～令和 8	令和 9～令和 11
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
団塊の世代が75歳以上となる 令和7年を見据えた計画の推進		令和7年に加えて、団塊ジュニア世代が 65歳以上となる令和22年を見据えた計画の推進		

4 策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、本市関係部課の職員で構成する「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会専門部会」において原案を作成し、関係部課長で構成する「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」で検討を加えました。また、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」を設置し、本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。さらに、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

(2) アンケート調査の実施

介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握し、計画策定の参考とするため、次のアンケート調査を実施しました。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査
- ③事業所調査

5 日常生活圏域の設定

(1) 「日常生活圏域」とは

「日常生活圏域」とは、介護保険事業計画において、市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

「日常生活圏域」はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位等、面積や人口だけでなく、地域の特性等を踏まえて設定することとされています。

(2) 本市の日常生活圏域設定について

本市の「日常生活圏域」については、真岡圏域、山前圏域、大内圏域、中村圏域、二宮圏域（久下田地区、長沼地区、物部地区）の5つの圏域とし、各圏域における地域特性と課題の把握に努め、地域密着型サービスの計画的な整備等に努めます。



日常生活圏域別人口・世帯等の状況

	真岡圏域	山前圏域	大内圏域	中村圏域	二宮圏域	市全体
人口	37,712	7,951	6,419	13,007	15,062	80,151
世帯数	15,840	2,820	2,251	4,978	5,603	31,492
高齢者のみ世帯	1,253	231	156	284	468	2,392
高齢者一人暮らし世帯	1,320	248	217	424	510	2,719
高齢者人口 (高齢化率)	8,542 (22.7%)	2,632 (33.1%)	2,164 (33.7%)	3,313 (25.5%)	4,682 (31.1%)	21,333 (26.6%)
前期高齢者人口 (人/%)	4,868 (12.9%)	1,453 (18.3%)	1,202 (18.7%)	1,815 (14.0%)	2,424 (16.1%)	11,762 (14.7%)
後期高齢者人口 (人/%)	3,674 (9.7%)	1,179 (14.8%)	962 (15.0%)	1,498 (11.5%)	2,258 (15.0%)	9,571 (11.9%)
要介護認定者数 (認定率)	1,076 (12.6%)	409 (15.5%)	307 (14.2%)	509 (15.4%)	784 (16.7%)	3,085 (14.5%)

資料：人口、世帯数、高齢者人口は、住民基本台帳（令和2年4月1日現在）
 要介護認定者数は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和2年3月末現在）
 高齢者のみ世帯数、高齢者一人暮らし世帯数は、民生委員による実態調査（令和2年4月1日見込み数）

6 国の基本指針

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代がさらに急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置づけとなることが求められます。

第8期計画のポイント

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
2 地域共生社会の実現
○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載 等
4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 等
5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載 等
6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 等
7 災害や感染症対策に係る体制整備
○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

資料：社会保障審議会（介護保険部会 第91回）資料をもとに作成